

多角的な観点から議論と検討が必要

国民一人一人が自分だけの番号（マイナンバー）を持ち、社会保障や税などの分野で利用する番号制度のあり方を考える「マイナンバーシンポジウム in 滋賀」（番号制度創設推進本部主催、京都新聞社共催）が7月7日、滋賀県大津市のコラボしが21で開かれました。シンポジウムでは、政府関係者の説明を受け、識者による特別講演や税理士、弁護士を交えたパネルディスカッション、参加者とパネリストの質疑応答、「国民対話」が行われ、活発に意見を交わしました。

主催者挨拶



峰崎直樹氏

峰崎直樹氏 番号制度創設推進本部事務局長、内閣官房参与

国民の皆さまのご理解を得ることが大切

めの社会的基盤として、マイナンバー法案（社会保障・税番号制度）を国会に提出しています。今後、国会での審議を経て法案が成立となりましても、平成27年1月予定のマイナンバー利用開始まではまだ多くの検討すべき課題があります。今後、国会での審議を深めていただくとともに、ご参加の皆さまからご意見を参考にさせていただき、よりよいマイナンバー制度にしたいと考えています。

公平・公正な社会の実現のために

マイナンバー（社会保障・税番号制度）とは、国や地方公共団体などの複数機関がそれぞれ保有している年金、医療、福祉や税等の個人情報を同一人情報であることを確認するための基盤で、社会保障や税制度の効率性と透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するためのインフラとなる



篠原俊博氏

篠原俊博氏 内閣官房社会保障改革担当室参事官

特別演 「マイナンバー法におけるプライバシー保護」

別演

高野一彦氏 関西大学社会安全学部・大学院社会安全研究科教授

わが国では近年、情報に関する様々な問題が露呈しています。国内では、官民双方における情報流出事件の頻発、民間企業が多様な方法で収集した個人情報を統合利用する際のプライバシーや侵害問題などが挙げられます。わが国は、民間企業・公的機関といい監視機関が設けられ、またシステムの設計段階からプライバシーへの影響を評価するPIA（プライバシー影響評価）という制度が導入され、さらにマイナンバーに係る個人

も、情報管理を監視し、プライバシーというファジーな問題に対して統一的な解釈を示す機関が必要です。わが国

の個人情報保護法は国際水準からすればかなり遅れてい

るもので。具体的には、①住

号（マイナンバー）を付番す

る②情報連携として複数の機

関においてその番号により同

じ番号を有する方々に固有の番

号（マイナンバー）を付番す

ることで、個人情報保護委員会の設置や、従来にない厳

い罰則を設けるとともに、イ

ンターネット上で自分の個人

写真などを記載した個人番

号カードを交付します。ま

た、個人情報の監視・監督の

ための個人番号情報保護委員会の設置や、従来にない厳

い罰則を設けるとともに、イ

ンターネット上で自分の個人

写真などを記載した個人番

号カードを交付します。ま

た、個人情報の監視・監督の

ための個人番号情報保護委員会の設置や、